

●取組方針1「参加・協働を促進します」

指標項目	指標の説明	2010年度 (H22) 策定時	2017年度 (H29) 実績	2020年度 (H32) 目標
なごや環境大学の活動参加者数	なごや環境大学の活動に参加した市民の延べ人数	20,901人	17,249人	30,000人
環境問題の解決には、事業者や行政の取組だけでなく、市民自ら行動することが必要と強く思う市民の割合	市民アンケート調査で、「市民自ら行動することが必要と思う」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	54.1%	43.2%	70%
環境に関する情報発信が十分と感じている市民の割合	市民アンケート調査で、「十分と感じている」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	6.9%	4.3%	20%

ア 施策の方向ごとの評価

①環境情報の共有化

各種紙媒体やウェブサイトなどによる情報発信を行っているが、環境に関する情報発信が十分と感じている市民の割合が4.3%(H29)と目標値20%(H32)から大きく乖離している。

②環境教育・環境学習の推進

なごやエコキッズやなごや環境大学などの取組で環境教育・環境学習を推進した。環境学習センターの小中学校の利用者数は、6,000人(H25)から8,800人(H29)と増加傾向にあるが、土日祝の来館者数が少なく、全体の利用者数は伸び悩んでいる。

③環境保全活動の促進

環境デーなごやの開催や生物多様性センターにおける身近な自然の調査・保全活動などを行った。また、環境デーなごやには、約39万人(H29)が来場した。

イ 総括

- 環境情報の発信は継続して行なわなければならないが、その手法については目的・ターゲットを明確にしたうえで効果的な発信方法となるように意識する必要がある。
- 一方、市民・NPO・企業の活動についての情報収集及び発信が不十分であるので、情報の双方向共有とするためにも積極的に取り組む必要がある。
- 子ども向けの環境教育・環境学習に加えて、高校生・大学生、大人向けにも世代・職業に応じた取組を充実させていく必要がある。
- 地域などが抱える課題等について、市民・NPO・企業などと協働で解決に取り組む事例を増やすことで、単なる参加に留まらない協働を促進していく必要がある。

●取組方針2「環境と経済・社会の好循環を推進します」

指標項目	指標の説明	2010年度 (H22) 策定時	2017年度 (H29) 実績	2020年度 (H32) 目標
エコ事業所認定数	事業活動における環境に配慮した取組を自主的かつ積極的に実施している、本市に所在地のある事業所数の累計	1,284件	2,069件	2,800件
省エネルギー等環境に配慮した事業活動に取り組んだ市内中小企業の割合	中小企業に対する景況調査で、「省エネルギー等環境に配慮した事業活動に取り組んでいる」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	37.0% (2011年度) (H23)	27.5% (2018年度) (H30)	50%
商品の環境情報の発信状況が十分と感じている市民の割合	市民アンケート調査で、「十分と感じている」「どちらかといえば十分と感じている」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	30.8%	35.3%	40%

ア 施策の方向ごとの評価

①環境産業の育成、環境分野の技術開発の推進

産業立地促進補助金において、環境・エネルギー課題解決産業を補助対象としたが、その数は7年間(H23～29)で6件であった。

②環境に配慮した事業活動の推進

エコ事業所認定制度の新規認定件数は、伸び悩んでいる(92件(H22)→38件(H29))。また、市役所自らの取組に関しても、温室効果ガス排出量が基準年度(H21)より2.5%増加(H28)している。

③環境に配慮した消費行動の推進

企業努力などにより詰め替え商品などのグリーン購入は日常生活に浸透しているが、商品の環境情報の発信状況が十分と感じている市民の割合は35%(H29)と目標値の40%(H32)には届いていない。

イ 総括

- 環境と経済・社会の好循環については、SDGsの理念を取り入れる次期計画では、取組方針の一つではなく、計画全体の方向性として示す必要がある。

●取組方針3 「広域連携を推進します」

指標項目	指標の説明	2010年度 (H22) 策定時	2017年度 (H29) 実績	2020年度 (H32) 目標
伊勢湾流域圏（愛知・岐阜・三重・長野）産の農産物を少し高くても優先して選ぶ市民の割合	市民アンケート調査で、「価格が少し高くても伊勢湾流域産の農産物を優先して購入する」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	16.1%	15.9%	30%
木曾川流域の水環境を守りたいと思う市民の割合(市民アンケート調査)	市民アンケート調査で、「守りたいと思う」「どちらかといえば守りたいと思う」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	51.0%	99%	70%

ア 施策の方向ごとの評価

①伊勢湾流域圏内の連携・交流促進

木曾川上流域での水源地域保全活動をはじめとした様々な上下流交流により、木曾川流域の水環境を守りたいと思う市民の割合が、51%(H22)から99%(H29)と増加するなど、市民の意識が向上した。一方で、伊勢湾流域圏産の農産物を価格が少し高くても優先して選ぶ市民の割合は、16.1%(H22)から15.9%(H29)と減少しており、市民の行動の促進まではつなげていない。

②国内外の自治体との連携推進

開発途上国の職員等に対して、本市の取組についての年間数回(0～8回)程度の研修を行った。

イ 総括

- 望ましい環境都市の実現のためには、土・水・緑といった健全な自然の基盤が不可欠であるため、今後も河川の流域全体を意識した取組を進めることが必要である。
- また、国が提唱する地域循環共生圏の考え方を踏まえて、各地域がその特性を活かした強みを発揮できるような連携も検討する必要がある。
- 一方で、国外の自治体とは必要に応じて連携が必要であるが、国内自治体の連携について優先して取り組むべきである。

●取組方針4 「健康で安全な生活環境を確保します」

指標項目	指標の説明	2010年度 (H22) 策定時	2017年度 (H29) 実績	2020年度 (H32) 目標
大気汚染に係る環境目標値の達成率 (二酸化窒素)	当該年度における二酸化窒素の環境目標値の達成率(達成箇所/調査地点)	77.8%	94.4%	100%
水質汚濁に係る環境目標値の達成率 (BOD)	当該年度におけるBODの環境目標値の達成率(達成箇所/調査地点)	72.0%	84.0%	100%
自動車騒音の環境基準達成率 (幹線道路全体)	名古屋市内の幹線道路における昼夜間の環境基準の達成率	91% (2009年度) (H21)	96% (2016年度) (H28)	95%
1cm以上の地盤沈下域面積	前年より1cm以上地盤沈下した調査地点の面積の合計	0km ²	0km²	0km ²
名古屋は公害の心配のないまちと思う市民の割合	市民アンケート調査で、「そう思う」「ある程度そう思う」と答えた人の数/アンケート回答総数×100	22.5%	37.4%	30%
名古屋の空気がきれいだと思う市民の割合	市民アンケート調査で、「そう思う」「ある程度そう思う」と答えた人の数/アンケート回答総数×100	41.7%	52.2%	50%
名古屋の河川の水がきれいだと思う市民の割合	市民アンケート調査で、「そう思う」「ある程度そう思う」と答えた人の数/アンケート回答総数×100	23.9%	26.3%	40%

ア 施策の方向ごとの評価

①大気環境の保全

工場等に対する大気汚染物質の排出削減に係る規制指導などにより、市民の健康の保護に係る目標値のうち、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質については、全調査地点で目標値を達成(H29)した。しかし、二酸化窒素では18地点中1地点、光化学オキシダントでは全調査地点で、目標値を達成できていない(H29)。

②水環境の保全

工場等に対する水質汚濁防止の規制指導や、高度処理の導入及び合流式下水道の改善による下水道の水環境向上などを行ったが、水質環境目標値のBOD等について、河川では25地点のうち4地点で、海域では7地点のうち3地点で、ため池では13地点のうち11地点で、目標値を達成できていない(H29)。

③騒音・振動対策の推進

関係機関との連携による自動車騒音対策などにより、市内幹線道路における自動車騒音環境基準の達成率が、目標値の95%を達成(H29)した。また、新幹線鉄道騒音の状況を監視するとともに、鉄道事業者に対して、騒音等の低減を要望した(全調査地点で環境基準を達成(H29))。さらに航空機騒音の状況を監視するとともに、名古屋空港管理者である愛知県に対して、騒音等の低減を要望した(2地点中1地点で環境基準を達成(H29))。

④地盤環境の保全

工場・事業場等に対する揚水規制や、工業用水道など代替水源の利用促進など揚水量の削減指導により、沈下域(年間1cm以上の地盤沈下が観測された、隣接する3点以上の水準点によって囲まれた区域)が形成されなかった。

⑤公害による健康被害の救済・予防

公害認定患者に対し、各種補償給付及び公害保健福祉事業を実施した(H29末認定患者数1,828人(法律)、514人(条例))。また、大気汚染の影響による健康被害を予防し、健康回復を図るため、環境保健事業を実施した。

イ 総括

- 大気汚染に係る環境目標値や水質汚濁に係る環境目標値などが、全ての調査地点で達成できていないことから、引き続き、大気や水、騒音、地盤環境などの保全に向け取組を進めていく必要がある。
- 特に大気汚染については、令和元年に改定予定の環境目標値を達成するための取組を進めるとともに、水質汚濁については今後環境目標値の見直しの検討を進める中で、環境目標値達成に向けた取組を検証していく必要がある。

●取組方針5 「有害化学物質等の環境リスクを低減します」

指標項目	指標の説明	2010年度 (H22) 策定時	2017年度 (H29) 実績	2020年度 (H32) 目標
化管法に基づく化学物質の届出排出量の合計	化管法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）に基づく化学物質の届出排出量の合計	1,500 トン/年間 (2009年度) (H21)	1,300 トン/年間 (2016年度) (H28)	1,500 トン/年間 未満

ア 施策の方向ごとの評価

有害化学物質等による環境リスクの低減と情報の共有

工場等に対するダイオキシン類の規制指導などにより、ダイオキシン類について環境基準を達成(H29)した。また、講演会の開催などによる化学物質の適正管理の促進により、化管法に基づく化学物質の届出排出量の合計が1,300トン/年間(H28)と、目標値の1,500トン/年間未満(H32)を達成している。

イ 総括

- 今後も、化管法に基づく化学物質の届出排出量の合計が、目標値の1,500トン/年間未満となるよう、引き続き情報共有を図っていく必要がある。
- また、取組方針と施策の方向が同じ記載になってしまっていることから、見直しが必要である。有害化学物質対策の根拠条例の1つである、環境保全条例の目的を踏まえると、取組方針5「有害化学物質等の環境リスクを低減します」は、取組方針4「健康で安全な生活環境を確保します」にぶら下がる施策の方向とすべきである。

●取組方針6 「ごみ減量・リサイクルを推進します」

指標項目	指標の説明	2010年度 (H22) 策定時	2017年度 (H29) 実績	2020年度 (H32) 目標
ごみと資源の総排出量	市内で排出されたごみと資源を合計した量	97万トン	89.6万トン	現状値以下
ごみ処理量	市で処理するごみの量 (他都市から受け入れているごみを除く)	62万トン	61.1万トン	54万トン
資源分別率	市が収集する資源および市民や事業者が自主的に回収する資源の総量／総排出量(ごみ処理量+資源分別量)×100	35.9%	31.8%	48%
日常生活でごみの減量に取り組んでいる市民の割合	市民アンケート調査で、「日常生活でごみの減量に取り組んでいる」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	80.5%	79.5%	90%
産業廃棄物排出量	産業廃棄物実態調査に基づく産業廃棄物の排出量	358万トン (2007年度) (H19)	197万トン (2014年度) (H26)	351万トン
産業廃棄物の再生利用・減量化率	産業廃棄物実態調査に基づく産業廃棄物の再生利用・減量化量／総排出量×100	94.7% (2007年度) (H19)	93.9% (2014年度) (H26)	95.2%
産業廃棄物の最終処分量	産業廃棄物実態調査に基づく産業廃棄物の最終処分量	19万トン (2007年度) (H19)	12万トン (2014年度) (H26)	17万トン

ア 施策の方向ごとの評価

①発生抑制・再使用の推進

レジ袋有料化など市民・事業者・行政の協働により、ごみと資源を合わせた総排出量が90万トン(H29)と、目標値の91万トン(H40)を上回る水準となっているものの、有料化締結店舗数が1,352店舗(H22)から824店舗(H29)に減少している。

②分別・リサイクルの推進

家庭系については、分別推進員の配置による分別指導・啓発や資源化ガイドの全戸配付などの取組により、ごみ処理量が42.2万トン(H22)から40.9万トン(H29)と概ね計画通りに減量が進んでいるが、資源分別率は紙製容器包装が50.4%(H22)から23.2%(H29)、プラスチック製容器包装が61.1%(H22)から45.4%(H29)に低下している。

事業系については、事業用大規模建築物等に対する立入調査や中小事業者対策を実施しているものの、ごみ処理量は20.0万トン(H22)から20.2万トン(H29)と横ばいの状況である。

③産業廃棄物対策の推進

排出事業者に対する立入検査によって適正処理等の指導を行い、産業廃棄物排出量は197万トン(H26)と、目標値の351万トン(H32)を上回る水準となっている。

イ 総括

- 発生抑制・再使用、分別・リサイクルの推進によるごみ減量を継続しつつ、高齢化の進行やライフスタイルの多様化などの社会経済情勢の変化に対応した取組が必要である。
- また、引き続き、産業廃棄物排出事業者に対する立入検査時の指導を行う。なお、産業廃棄物の排出量は工場の生産量や工事の発注数等の経済活動の規模によって変動する値でもあるので、排出事業者への指導に取り組むにあたっては、埋立処分量や再資源化量等、他の指標も考慮する必要がある。

●取組方針7「ごみを安全・適正に処理します」

指標項目	指標の説明	2010年度 (H22) 策定時	2017年度 (H29) 実績	2020年度 (H32) 目標
ごみの埋立量	市内で排出されたごみの焼却灰などの埋立量	5.6万トン	4.9万トン	2万トン

ア 施策の方向ごとの評価

埋立量の削減

五条川工場及び鳴海工場における焼却灰の溶融処理により生成したスラグ等を有効活用するなど埋立量を削減した（5.6万トン(H22)→4.9万トン(H29)）。

一方、平成27年度に第二処分場を開設し、愛岐処分場、衣浦港3号地廃棄物最終処分場による安定的な最終処分場体制を確立するなど、長期的・安定的な埋め立て処理に向けての取組を進めた。

イ 総括

- 引き続き、埋立量の削減に加えて、計画的に現有処分場の長寿命化と適正な管理・運営につとめるとともに、新規処分場について検討を行う必要がある。
- また、老朽化が進む工場について大規模改修や設備更新等による安定的な処理体制を確保し、計画的に施設整備を行う必要がある。

●取組方針 8 「土・水・緑の保全と創出を推進します」

指標項目	指標の説明	2010 年度 (H22) 策定時	2017 年度 (H29) 実績	2020 年度 (H32) 目標
緑被率（市全域）	緑の現況調査結果に基づく緑被率	23.3%	22.0% (2015 年度) (H27)	27%
市民 1 人当たりの都市公園等の面積	市民 1 人当たりの都市公園等（街区公園、近隣公園、総合公園などの都市公園や都市公園に類する施設）の面積	9.4 m ²	9.5 m²	10 m ²
身近に自然や農とふれあうことができる場所があると思う市民の割合	市民アンケート調査で、「身近に自然や農とふれあうことができる場所がある」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	38.3%	38.6%	50%
自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合	市民アンケート調査で、「生き物調査や自然観察会に参加するなど自然環境を守る活動に取り組んでいる」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	5.3%	3.8%	15%

ア 施策の方向ごとの評価

①緑の保全と創出

新たな公園緑地の計画的な整備等により、都市公園面積は 1,560ha(H23)から 1,597ha(H29)へと増加した。また、民有地に対して、一定規模以上の敷地を有する建築物の新築・増築を行う際に、定められた割合以上の緑化を義務付ける緑化地域制度の運用により、緑化面積は 139.5ha(H23)から 436.6ha(H29)へ増加した。

一方、市域全体の緑被率は 23.3%(H22)から 22.0%(H27)と減少した。

②自然のネットワーク化と生物多様性の向上

良好な緑のネットワーク化に向けた街路樹再生指針に基づく街路樹の更新や、生物多様性の向上に向けた生きもの調査、外来種の防除などを行った。生物多様性の向上については、指標とした自然環境を守る活動に取り組んでいる市民の割合が 5.3%(H22)から 3.9%(H29)へと低下し、目標値である 15%(H32)と大きくかい離れた結果となった。

③歴史的・文化的環境を保存、活用したまちづくり

貴重な古墳群と豊かな自然環境を将来にわたって守り伝える「歴史の里」を整備するとともに、歴史的建造物の保存活用の推進により、登録・認定地域建造物資産の件数が85件(H23)から243件(H29)に増加した。

イ 総括

- 緑被率の減少に対して、緑の保全と創出を進めていくために、民有樹林地の保全に対する支援を一層進める必要がある。さらに今後、緑が持つ多様な機能を最大限引き出すことを念頭において、市民等との連携による維持管理を推進していく必要がある。
- 生物多様性の保全に向けては、市民団体等との協働により取組を進めてきたが、活動参加者の減少や固定化が進んでいる現状もあり、新たな担い手の創出を進めていく必要がある。また、取組状況をより適正に評価できるような新たな指標についても検討する必要がある。
- 自然環境に関わりながら産業が生まれ、文化が築かれるなど、私たちの暮らしは、自然環境と歴史や文化を切り離して考えることはできないとして、「歴史的・文化的環境を保存、活用したまちづくり」を取組方針8の施策の方向として位置づけたが、この施策の方向は、土・水・緑の保全と創出の推進につながらなかった。

●取組方針9 「健全な水循環の保全と創出を推進します」

指標項目	指標の説明	2010年度 (H22) 策定時	2017年度 (H29) 実績	2020年度 (H32) 目標
雨水の浸透・貯留率	雨水のうち、地中にしみこんで地下水となる割合	14% (2001年) (H13年)	15.5% (2012年) (H24年)	18%
雨水の蒸発散率	雨水のうち、水面や地表面、植物などから蒸発散する割合	24% (2001年) (H13年)	23.3% (2012年) (H24年)	25%
雨水の直接流出率	雨水のうち、地中にしみこむことなく河川等に流出する割合	62% (2001年) (H13年)	61.2% (2012年) (H24年)	57%

ア 施策の方向ごとの評価

①保水機能の保全と向上

緑やため池を保全するとともに、雨水を地中に浸透させる雨水浸透施設や雨水を一時的に貯留する雨水貯留施設の設置を行い、雨水の浸透・貯留率は14%(H13)から15.5%(H24)、直接流出率は62%(H13)から61.2%(H24)と改善した。しかし、宅地開発等により樹林地や農地の緑が減少した結果、蒸発散率は24%(H13)から23.3%(H24)と減少した。

②水資源の有効利用

下水再生水などの二次利用水を使用した打ち水イベントなどを実施したが、打ち水イベントの実施数が21回(H23)から15回(H29)と減少傾向にある。

イ 総括

- 健全な水循環の保全と創出を推進するためには、開発の進行により、緑被率が減少し続けていることを踏まえると、着実に緑の保全と創出の取組を進めるとともに、引き続き雨水の浸透・貯留の増加に向け取り組む必要がある。
- 引き続き、水資源の有効利用を進めていく必要があるが、市内の多くの場所で湧水が確認されていることを踏まえると、湧水など地下水の活用に向けた取組をより一層進めていく必要がある。

●取組方針 10 「低炭素な生活を促進します」

指標項目	指標の説明	2010 年度 (H22) 策定時	2017 年度 (H29) 実績	2020 年度 (H32) 目標
温室効果ガス排出量削減率 (1990 年比)	市域内で排出される温室効果ガスの排出量の削減率（指標の数値について、上段は京都メカニズムクレジット反映後、下段は反映前の値を示す）	11.0%削減 (2008 年度) (H20)	15.5%削減 (2015 年度) (H27)	25%削減
		8.1%削減 (2008 年度) (H20)	15.2%削減 (2015 年度) (H27)	
自然エネルギーによる発電設備容量	事業者調査、補助実績、本市施設実績より算出した太陽光発電、風力発電の発電設備容量の合計	約 1.45 万 k w (2008 年度) (H20)	20.56 万 kw	37 万 kw
住宅用太陽光発電設備の設置件数	事業者調査、補助実績より算出した住宅用太陽光発電設備の設置件数	3,172 件 (2008 年度) (H20)	24,062 件 (2016 年度) (H28)	64,000 件
日々の省エネに常に取り組む世帯の割合	市民アンケート調査で、「冷暖房機器の設定温度を高め、低めに設定している」「照明やテレビなど、こまめにスイッチを消している」「使っていない電化製品のコンセントをこまめに抜いている」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	43.2%	41.7%	90%
自家用車に頼らないで日常生活を営もうと思う市民の割合	市民アンケート調査で、「日常生活の中で自家用車に頼りすぎないように心がけている」または「自家用車を持っていない」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	68.1%	65.4%	80%

ア 施策の方向ごとの評価

①自然エネルギー等の有効利用の促進

小中学校等の屋根を太陽光発電事業者に貸し出す屋根貸し事業などにより、市施設における太陽光発電設備について、目標値 10,000kW(H32)の約 2 倍となる 19,872kW(H29)を導入することができた。その他、住宅用太陽光発電設備等に対する設置費補助等を行ってきたが、市内の太陽光発電設備の導入状況は、205,600kW(H29)と目標値 370,000kW(H32)を下回っている。

②低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの促進

公共交通機関の利用促進により、市バス・地下鉄の利用者数は 254 万人(H28)と、目標値の 239 万人(H32)を大幅に上回ることができた。一方で、イベント等により、市民のエコライフを促進したが、日々の省エネに常に取り組む世帯の割合(43.2%(H23)→41.7%(H29))、自家用車に頼らないで日常生活を営もうと思う市民の割合(66.8%(H23)→65.4%(H29))の推移は、ほぼ横ばいだった。

③省エネ住宅・建築物の導入促進

建築物の省エネルギー基準への適合義務化などに伴う規制・誘導措置を実施することにより、建築物の省エネルギー化を促進した。また、市施設における高効率照明の導入などにより省エネルギー化を推進した(電力使用量 761,594 千 kWh(H21)→743,101 千 kWh(H29))。

イ 総括

- 温室効果ガス排出量は 1,472 万トン-CO₂(H28)であり、目標 1,172 万トン-CO₂(H42)達成に向けては、より一層の取組を推進する必要がある。
- 取組方針 11 と合わせて、低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画の内容を踏まえた施策の方向に再構成する必要がある。

●取組方針 11 「低炭素なまちづくりを推進します」

指標項目	指標の説明	2010 年度 (H22) 策定時	2017 年度 (H29) 実績	2020 年度 (H32) 目標
市内の鉄道及び市バス 1 日あたり乗車人員合計	当該年度における市営地下鉄各駅、ゆとりーとライン高架区間各駅、あおなみ線各駅、JR 東海市内各駅、名鉄市内各駅、近鉄市内各駅、城北線市内各駅及び市バスの 1 日あたりの乗車人員の合計	227 万人 (2009 年度) (H21)	254 万人 (2016 年度) (H28)	239 万人
市内主要地点 1 日 (平日)あたり自動車交通量の合計 (45 地点双方向)	当該年における県警の交通管制センター車両感知器測定による、市内 45 地点 (双方向) における 1 日 (平日) 当たり自動車通過台数合計 (二輪車を除く。補正值)	147 万台 (2009 年) (H21 年)	137 万台 (2016 年) (H28 年)	127 万台
駅そば生活圏人口比率	駅そば生活圏人口 / 全市人口 × 100	67%	67% (2015 年度) (H27)	70%

ア 施策の方向ごとの評価

①環境にやさしい交通体系の創出

歩行者空間の拡大検討や自転車利用の環境整備など歩行者、自転車を優先するまちづくりを進めたが、徒歩や自転車などで移動するときに安心・安全だと思える人の割合は、39%(H27)と、目標値 55%(H32)を下回っている。また、コミュニティサイクルや新たな路面公共交通システム (SRT) の導入に向けた検討を進めた。コミュニティサイクルに関しては民間事業者の参入が思うように進んでいない。

②駅そば生活圏の形成

都市再生特別地区制度や低炭素モデル地区事業などにより、駅そば生活圏の形成に向けた取組をしたが、駅そば生活圏人口比率は計画策定時の 67%(H22) から変化していない。

③ヒートアイランド対策の推進

名古屋市建築物環境配慮制度を活用した人工排熱の低減や、市施設（ごみ焼却工場や水処理センターなど）における余熱の有効活用等により、ヒートアイランド現象の緩和を図ったが、依然として都市化による気温の長期的な上昇傾向（平均気温変化率：名古屋市 2.1°C/100 年 都市化の影響が比較的小さいとみられる 15 地点平均 1.1°C/100 年）がみられている。

イ 総括

- 温室効果ガス排出量は 1,472 万トン-CO₂(H28)であり、目標 1,172 万トン-CO₂(H42)達成に向けては、より一層の取組を推進する必要がある。
- 取組方針 10 と合わせて、低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画の内容を踏まえた施策の方向に再構成する必要がある。
- モデル地区などの取り組みや低炭素まちづくりの具体的な方法・メリット等の情報発信を積極的に行うことが必要である。また、低炭素なまちづくりを地域へ波及させることにより、地域の自主的な取組を活性化させていく必要がある。
- ヒートアイランド対策については、人の健康への影響等が大きいことから健康安全都市の取組とすべきである。